

7監管第108号
令和8年1月27日

(請求人) 様

名古屋市監査委員	金 庭 宜 雄
同	塚 本 つよし
同	小 林 史 郎
同	大 橋 正 明

名古屋市職員措置請求について（通知）

令和7年12月9日に提出された7監管第94号の名古屋市職員措置請求について、下記のとおり決定しましたので通知します。

記

1 結論

本請求は、地方自治法第242条第1項の請求要件を欠いており、これを却下する。

2 理由

本請求は、東区役所の整備に関して違法又は不当な点があるとして、以下のとおり主張し、基本構想が未完成であることの経緯及び適正性、基本構想の不備が行政計画の実現可能性等に与える影響、愛知大学隣接地の活用が不能であるにもかかわらず移転整備計画の前提として扱ってきた行政運営の適正性等に係る監査等を求めるとともに、スポーツ市民局長に対し、東区役所の整備に向けた基本構想の策定調査業務委託契約に基づく支出額（5,409,907円）と同額を名古屋市へ賠償するよう求めるものである。

- (1) 令和6年度予算において東区役所整備計画に係る基本構想策定業務委託費を計上し、民間業者に委託しながら、成果物として未完成の基本構想が提出され、名古屋市は完成品とは示していない。この状態は、計画策定という行政行為の停止であり、財務会計上の管理が適正に行われているとは言えない
- (2) 愛知大学の隣接地住民が「半永久的、無償貸与」の条件で利用している愛知大学の土地は、名古屋市が半永久的に利用可能でないことが明らかで、東区役所移転候補地としての活用は甚だ疑問である。この重大な基本構想前提の

崩壊を認識しながら、市民に説明をせず放置していることは、地方自治法第242条の怠る事実に該当する

- (3) 基本構想において、道路事情や駐車場配置、安全性等の前提条件整理が未実施又は不十分であり、これらの不備により、基本構想策定の実現可能性が損なわれていることは、行政の適切な検討を怠った事実として監査の対象となる
- (4) 基本構想が未完成で、また道路事情及び駐車場対策に不備があるにもかかわらず、市民に情報を開示せず、あたかも計画が円滑に進行しているかのように扱っていることは、説明責任の不履行であり、監査の対象となる
- (5) 基本構想策定業務委託について、何らの具体的理由や説明もなく契約を変更して、未完成の成果物を受領し、業務委託費を支払った行為は、公金の不当支出又は怠る事実に抵触する疑いがある
- (6) 基本構想策定調査業務委託について、行政目的を達しないことが明白な契約変更をわざわざ行い、不完全・不十分極まる調査に対し、減額したとは言え、約540万円もの支出をしたことは、違法であると考える
- (7) 基本構想策定調査業務委託について、契約変更をして肝心の調査事項を無くしたことには正当な理由が見当たらず、契約の締結や履行につき違法かつ不当行為である

ところで、地方自治法に規定されている職員措置請求（以下「住民監査請求」という。）は、地方公共団体の執行機関若しくは職員による違法若しくは不当な財務会計行為又は違法若しくは不当に公金の賦課徴収若しくは財産の管理を怠る事実（以下「財務会計行為等」という。）によって、地方公共団体に損害が発生した場合、あるいは発生するおそれがある場合に、住民が地方公共団体の損害を補填するための措置又は当該行為を防止する等の措置を請求することができる制度である。

また、住民監査請求が適法なものとして受理されるためには、地方公共団体の執行機関又は職員による個別具体的に特定された財務会計行為等の違法性又は不当性を具体的に摘示し、その事実を証する書面を添付しなければならないとされている。

本請求における主張のうち（1）及び（5）について、請求人は、基本構想策定業務委託について、本市が完成版を示していない状態が行政行為の停止に当たり、財務会計上の管理が適正に行われているとは言えないと主張し、また、何らの具体的理由や説明もなく委託契約を変更して、未完成の成果物を受領し、委託費を支出したことが公金の不当支出等に当たる疑いがあると主張している。しかしながら、請求人は、令和7年3月に本市が公表した基本構想が未完成であり、またその前提が崩壊し、内容にも不備があると主張するのみで、委託の成果物が未完

成であり、財務会計上の管理が適正に行われていないとする主張の根拠を示していない。また、何らの具体的理由や説明もなく契約を変更したとの主張については、私見を述べているに過ぎない。よって、財務会計行為等の違法性又は不当性について具体的に摘示しているとは言えない。

(2)及び(3)について、請求人は、本市が基本構想の前提の崩壊を認識しながら放置していることや、前提条件の整理に不備があり基本構想策定の実現可能性が損なわれていることが、怠る事実に該当すると主張している。しかしながら、地方自治法上、住民監査請求の対象となる怠る事実は、公金の賦課徴収又は財産の管理を怠る事実に限られており、請求人の主張は、これらに該当しないことが明らかである。

(4)について、請求人は、本市が市民に情報を開示せず、あたかも計画が円滑に進行しているかのように扱っていることが説明責任の不履行に当たると主張するのみで、住民監査請求の対象となる財務会計行為等を個別具体的に特定しているとは言えない。

(6)及び(7)について、請求人は、基本構想策定調査業務委託について、契約変更をして肝心の調査事項を無くしたことには正当な理由が見当たらず、契約の締結等が違法かつ不当なものであると主張し、また、減額したとはいえ不完全・不十分な調査に対して支出をしたことが違法であると主張しているが、私見を述べているに過ぎず、財務会計行為等の違法性又は不当性について具体的に摘示しているとは言えない。

よって、本請求は、地方自治法第242条に規定する住民監査請求の対象とはならない。

(監査事務局管理課)